平成２１年（フ）第６２０号
千葉県船橋市海神町南１丁目725番地２
債務者　倉本　金吾
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６２５号
千葉県習志野市実籾４丁目22番６号　グリーンアベニュー106号
債務者　加藤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６３０号
千葉県船橋市海神３丁目16番６号　シャネルハイツ船橋203号
債務者　高橋　昌吾
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４９号
千葉市稲毛区小仲台９丁目１番３―202号
債務者　永山千寿子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６５１号
千葉県船橋市高野台２丁目７番８号
債務者　片田　恵子（旧姓小茂田）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６１号
千葉市稲毛区黒砂２丁目12番８号
債務者　牧野　愁子（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７０号
千葉県市川市大野町１丁目467番地28
債務者　奥津　麻美（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１６２１号
愛知県知多市新舞子字郷戸48番地の１　アジュール新舞子103
債務者　寺澤　拓也
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３９号
兵庫県神崎郡市川町澤979番地の５
債務者　祖浦　宮子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４００号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２
債務者　桂　　由子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４０２号
兵庫県加古川市野口町長砂734番地の１　タウンリバティ201号、従前の住所兵庫県明石市魚住町中尾526番地の２　プレステージ明石魚住ラッフィナート206号
債務者　前川　広樹
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７８８号
広島市東区牛田早稲田２丁目２番14―102号
債務者　尾田　　弓
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７号
福岡県久留米市中央町13番地28　クオリアけやき通り802号
債務者　内田あすか
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５７号
福岡県久留米市山川町3116番地６
債務者　寺松　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４８号
福岡県八女市上陽町久木原2062番地１
債務者　西木はるみ
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５２号
福岡県筑後市大字熊野118番地４　コスモハイツ熊野101号
債務者　井上　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３９号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目10番41―６号　市営鶴岡団地
債務者　日高　徳子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
鹿児島県鹿児島市中央町32番地５　大楽ビル２Ｆ
債務者　福吉　光正
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係